

「他金融機関からの預け替え資金」「国債満期償還金」をお預入れいただける方、投資信託・NISAご契約の方

〈ろうきん〉金利上乘せ定期

【金利上乘せ定期 取扱期間】

2025年5月1日(木)～2025年7月31日(木)まで

特別金利定期

店頭用

他金融機関からの
預け替え

当金庫にてお取扱いの
国債満期償還金

退職金・相続預金
(1年定期)

投資信託・NISA
ご契約の方

お預入金額 一口あたり 100万円以上

1年定期

店頭表示金利 年 0.275% + 年 0.25%

適用金利

年 0.525%

(税引後 年 0.418%)

お取扱い総枠
360億円

総枠に達した月の
月末でお取扱いを終了
させていただきます。

3年定期

店頭表示金利 年 0.350% + 年 0.30%

適用金利

年 0.650%

(税引後 年 0.517%)

5年定期

店頭表示金利 年 0.40% + 年 0.325%

適用金利

年 0.725%

(税引後 年 0.577%)

【適用金利は、店頭表示金利期間 2025年5月12日～2025年5月18日におけるお預入れの場合】

※店頭表示金利は、上記店頭表示金利期間中におけるスーパー定期300万円未満の場合の金利。店頭表示金利は毎週見直しします。

※上乘せ金利の適用は初回満期日までです。以降は、その時点での店頭表示金利で自動継続のみのお取扱いとなります。

※上乘せ金利幅については、お取扱い期間中でも見直しさせていただく場合がございます。詳しくは、お近くの〈静岡ろうきん〉営業店へお問合せください。

※当金庫の判断によりお客さまへ事前に周知することなく本商品の取扱いを終了する場合がございます。

対象となる方

●〈静岡ろうきん〉の会員に所属される個人の方と、そのご家族にご利用いただけます。

対象となる資金

- 他金融機関等からの預け替え資金（ニューマネー、当金庫の普通預金にある6カ月以内にご入金いただいた資金も含む）
- 当金庫にてお取扱いの、個人向け国債満期償還金および投資信託解約金（満期償還・解約より6カ月以内）
- 退職金（当金庫普通預金にある受取から3年以内の資金、退職や会員企業の事業譲渡等により解約せざるを得ない場合の財形預金解約金や一斉積立解約金を含む）
- 相続により2年以内に受け取った資金（他金融機関の相続預金については、相続手続き書類や相続預金解約時の明細等が必要となります）
- 下記①～③の方は、当金庫の普通預金にある資金も対象となります。
①〈静岡ろうきん〉で新規に投資信託（公社債投信除く）を100万円以上お申込みの方。
※原則として、投資信託のお申込みと同時に前預入れいただける方。

投資信託を同時にお申込みされる方は、裏面の「投資信託に関する留意事項」をご確認ください。

②〈静岡ろうきん〉で10万円以上の積立残高のある投資信託定額買付契約をご契約いただいている方。

③〈静岡ろうきん〉でNISAをご契約いただいている方。

お預入れ金額

- お預入れ期間1年：1口あたり100万円以上（1円単位）
- お預入れ期間3年・5年：1口あたり100万円以上1,000万円未満（1円単位）
※1,000万円以上のお預入れの場合は、2口以上に分けてお申込みください。
※お一人さまあたりの口数および金額の上限はございません。

対象となるご預金

- お預入れ期間1年：「スーパー定期」または「大口定期」
 - お預入れ期間3年・5年：「スーパー定期」（複利）
- ※ご本人さま名義のみのお取扱いとなります。

裏面の「特別金利定期に関する
ご注意事項」をご確認ください。

最新の金利は
こちら！！



資金の預け替えは、ぜひ〈静岡ろうきん〉で!!



お気軽にお問合せください!

静岡ろうきん
お客様サービスセンター

フリーダイヤル 平日9:00～18:00
0120-609-123
■音声ガイダンス番号「3」を選択ください■

HPは
こちら



特別金利定期に関するご注意事項

ご注意事項

- 「特別金利定期」以外の定期預金を「特別金利定期」に切り替えることはできません。
- 「特別金利定期」「退職金専用定期」「相続専用定期」満期金に、他金融機関等からの資金を合算することで、新たな「特別金利定期」としてお預入れすることができます。その場合、1預入明細ごとに1年定期の場合は「10万円以上」、3年定期・5年定期の場合は「50万円以上」の合算が必要です。
- ATM、ろうきんダイレクト（インターネットバンキング）でのご契約はできません。本商品をご利用の場合には、お近くの〈静岡ろうきん〉窓口または担当の職員へお申出ください。
- 利息には、「復興特別所得税」を含め、原則20.315%の税金が課されます。
- マル優（障がい者等の少額貯蓄利子非課税制度）の適用が可能です。
- 中途解約の利率は別に定める中途解約利率が適用されます。
- 定期預金の詳しい説明書は、営業店窓口にございます。
- 年間のお取扱い総枠に達した月の月末で取扱いを終了させていただきます。

投資信託に関する留意事項

【投資信託購入にあたっての留意事項】

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当金庫で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は株式・債券・不動産など値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建て資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります。したがって元本が保証されるものではありません。
- 投資信託の取引はクーリング・オフ制度の対象外です。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、当金庫が行うものではありません。
- 投資信託の運用による損益は、購入したお客様に帰属します。投資信託をご購入の際は、「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」の内容を十分にお読みいただき、ご理解のうえ、お客様ご自身の判断でお申込みください。
- 当金庫では、重要な情報をよりわかりやすくご提供するため、窓口における投資信託のお申込み時には、「重要情報シート」によるご案内のうえで、「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」によるご説明を行います。「重要情報シート」によるご案内をした場合は、ご説明した「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」の書面交付を省略させていただきます。
- 「投資信託説明書（交付目論見書）」・「目論見書補完書面」はWebサイトにて掲載しており、「重要情報シート」に記載のURL・二次元コードからアクセスし、いつでもご覧いただくことができます。なお、「投資信託説明書（交付目論見書）」・「目論見書補完書面」の書面交付をご希望の場合は、当金庫の投資信託取扱店舗にご用意しておりますので、お申し出ください。ただし、インターネットバンキング専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります。

【投資信託にかかる費用について】

投資信託のご購入・口座管理にあたり、投資信託商品ごとに定められた以下の費用が必要になります。

お申込手数料	お申込金額に応じ基準価額に対して最大で3.3%（税込み）
運用管理費用（信託報酬）	信託財産の純資産総額に対して最大で年率2.420%（税込み）
信託財産留保額	換金時の基準価額に対して最大0.3%

この他、ご契約の投資信託によって、組入有価証券の売買委託手数料や監査報酬等、その他の費用がかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。また、当該手数料の合計額についても、お客様が投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」にてご確認ください。

静岡県労働金庫 登録金融機関 東海財務局長（登金）第72号

投資信託も、ぜひ〈静岡ろうきん〉で!!



暮らしを応援するキャンペーン情報や
期間限定のおすすめ商品のお知らせは、こちらから!

